

参考資料

○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）〔概要〕

平成 6 年 5 月 16 日発効

子どもにとって最もよいことを

子どもの定義

この条約では、子どもとは 18 歳未満のすべての人をいいます。（第 1 条）

差別の禁止

この条約では、国籍、民族、出身地、性別、障害などで子どもを差別することを禁止しています。（第 2 条）

最善の利益

子どもに関するあらゆる取り組みを行うときには、おとなが子どもにとって、一番いい方法を考えなければなりません。（第 3 条）

親等の保護者の指導

親等の保護者は、その子どもに合った方法で、指導を行わなければなりません。（第 5 条）

子どもの自由を尊重しよう

意見を表明する権利

子どもにすることが、一方的におとなたちによって決められることのないよう、子どもは、自由に自分の意見を言える権利があります。（第 12 条）

表現等の自由

子どもは、考えたり、感じたことを自由に表現する権利やいろいろなことを知ったり、伝えたりする権利があります。

子どもにも、思想、良心及び宗教の自由があります。

子どもは、仲間と団体をつくったり、集会に参加したりする自由があります。（第 13～15 条）

プライバシーの保護

子どもは、おとなと同様にプライバシーや名誉を保護されます。（第 16 条）

生きて、育っていくために

生命の権利

子どもは、生命に対する権利を持ち、生きていくことと成長・発達が最大限に保障されなければなりません。（第 6 条）

親との分離禁止

子どもは親と引き離されることがあってはなりません。しかし、親からひどいめにあっている場合などは、権限ある機関が関係者の意見を聞いて親から引き離します。

また、親と離れている子どもは、いつでも親と会う権利があります。(第9条)

多様な情報の利用

子どもは、自分にとって利益のあるいろいろな情報や資料を利用することができます。(第17条)

みんなで子どもを大切にしよう

親の責任

育児は母親だけの責任ではありません。子どもを育てるにあたって、両親は共に責任があり、その養育責任が果たせるよう国は援助しなければなりません。(第18条)

虐待・放置などからの保護

子どもは、虐待・放置など不当な取り扱いから保護されます。(第19条)

家庭環境を奪われた子どもの保護

家庭環境を奪われた子どもや家庭環境にとどまることが不利益となる子どもは、国による特別の保護や援助を受ける権利があります。(第20条)

子どもに教育、遊びや文化を

教育の権利

すべての子どもは、教育を受ける権利があります。また、学校の規則は、子どもを人間として尊重した上で、運用されなければなりません。(第28条)

教育の目的

子どもの教育目的は、子どもの人格や才能を最大限に発達させ、人権や基本的自由を尊重するとともに、親、住んでいる国、自己の文明と異なる文明を尊重する気持ちを育成するものでなければなりません。(第29条)

少数民族又は先住民の子ども

民族には、それぞれの文化や宗教などがあり、お互いに尊重しなければなりません。

少数民族や先住民の子どもは、自分たちの文化・宗教・言語を使用する権利があります。(第30条)

子どもの幸せを考えよう

障害のある子どもの権利

障害のある子どもは、その尊厳を確保され、自立と社会参加への支援を得て、十分かつ相応な生活を送ることができなければなりません。(第23条)

健康と保健サービス

子どもは、最高水準の健康を保ち、病気の治療や健康回復のためのサービスを受ける権利があります。(第24条)

社会保障・生活水準

子どもは、社会保障からの給付を受け、その成長のために十分な生活水準を得る権利があります。(第 26・27 条)

余暇、遊び及び文化的生活の権利

子どもは、休息や余暇を持ち、年齢にふさわしい遊び、レクリエーション活動、文化的生活、芸術に参加する権利があります。(第 31 条)

有害なことから子どもを守ろう

不当、有害な労働からの保護

子どもは、不当に安く働かされることから保護されるとともに、危険な労働、教育の妨げとなる労働、健康や発達によくない労働に従事することから保護されます。(第 32 条)

薬物の乱用からの保護

子どもは、麻薬、シンナー、覚せい剤などの薬物の乱用から保護されます。(第 33 条)

不法な性的行為からの保護

子どもは、売春などの不法な性的行為から保護されます。(第 34 条)

誘拐などの防止

子どもは、人間として尊重され、誘拐、売買や取引から保護されます。(第 35 条)

みんなが条約を知って、守ろう

条約の広報

この条約の原則と規定は、広く知らされなければなりません。(第 42 条)

子どもにひどいことをしない

拷問や自由を奪うことの禁止

子どもは、拷問やひどい取り扱いを受けず、不法に自由を奪われません。また、自由を奪われた子どもは、人間らしい扱いを受けます。(第 37 条)

心身の回復及び社会復帰

放置、虐待、ひどい取り扱いなどによって被害を受けた子どもは、心身の回復及び社会復帰のための適切な措置がとられなければなりません。(第 39 条)

少年司法

刑法に違反したとされる子どもは、適正な手続きが保障され、また、特別の保護を受ける権利があります。(第 40 条)